

## 中国「生態環境法典」公開の通知

2026年3月12日より、中国全国人民代表大会（中国人大）のサイト（日本の国会サイトに相当）において、「生态环境法典（生態環境法典）」が審議、可決され、2026年8月15日より正式に執行されることが公表されました。

現行法より罰則が強化されると読み取れますので、まずは「第五編（部）：法的責任と附則」の一部を抜粋してご紹介いたします。

### 💡 ポイント

パブリックコメントの結果を受け、法的責任に関しては、違反行為に対する「責任者の拘束の条例」が多く削除されました。一方で、罰則としては以下に示すとおり強化されています。特に、**新規化学物質の製造者および輸入者だけでなく、使用者にも法的責任が課される点に留意が必要です。**

### 第五編（部）：法的責任と附則＞第一章 法的責任（総則）

#### 第1節 一般規定

- 第一千零五十二条では、**環境汚染又は生態系破壊などの違法行為を行った者は、過失がなかったことを証明する十分な証拠がない限り、行政上の責任を負う。**環境汚染又は生態系破壊などの違法行為を行った者は、**他人の民事利益に侵害した場合、過失の有無にかかわらず、民事上の責任を負う。**

### 第五編（部）：法的責任と附則＞第二章 法的責任（各則）

#### 第11節 化学物質汚染リスクコントロール、電磁放射と光汚染防止と対策に関する違反

- 第一千二百零六条では、**新規化学物質登記証の要求に従わずに新規化学物質を生産、輸入する場合には改善が問われ、20万元以上100万元（約2,000万円）以下の罰金が科せられる**（現行法規：1万元以上3万元以下の罰金）。改善を拒んだ場合、100万元以上200万元以下の罰金が科せられ、生産停止の命令が下される。重大な事案については、承認権限を有する人民政府に報告し、営業停止または閉鎖命令が発令されるものとする。
- 第一千二百零七条では、**新規化学物質登記証を取得せずに新規化学物質を生産、輸入する場合、また、新規化学物質登記証を取得せずに生産、輸入された新規化学物質を使用する場合、改善が求められ、20万元以上100万元（約2,000万円）以下の罰金が科せられる**（現行法規：1万元以上3万元以下の罰金）。改善を拒んだ場合、100万元以上200万元以下の罰金が科せられ、生産停止の命令が下される。重大な事案については、承認権限を有する人民政府に報告し、営業停止または閉鎖命令が発令されるものとする。

次に、今回公表された「生態環境法典」の概要をご紹介します。

本法典は総則、汚染防止と対策、生態保護、グリーンとカーボンニュートラル発展、法的責任と附則の5大部、合計1,242条から構成されています。

➤ 総則から抜粋した内容は以下の通りです。

第一に、現行の環境保護法、環境影響評価法、グリーン生産促進法、海洋環境保護法、大気汚染防止法、水汚染防止法、土壌汚染対策法、固形廃棄物汚染対策法、騒音公害防止法、放射能汚染防止法など10の法律を編纂・改正し、生態環境法典に組み込む。編纂・公布後、上記の法律は残存しない。

第二に、現行の流域、地域、自然資源、生物多様性、生態系、循環型経済、省エネなど、生態要素に関する法体系規範を選定し、生態環境法典に組み込む、あるいは反映させる。これらの分野における現行の法律は、主に森林法、草原法、水法、土地管理法、漁業法、湿地保護法、長江保護法、黄河保護法、黒土保護法、青海チベット高原生態保護法、海域利用管理法、島嶼保護法、深海底資源探査開発法、鉱物資源法、土壌水質保全法、防砂法、循環型経済推進法、エネルギー法、省エネ法、再生可能エネルギー法などがある。また今後、国立公園法などの関連法が制定される予定である。これらの法律は、生態環境法の編纂後も引き続き維持されるため、生態環境法の関連規定は、一定の公開性と互換性を保ちながら、調和を保つ必要がある。

第三に、気候変動への対応、カーボンピークとカーボンニュートラル、グリーン・低炭素開発などにおける法の支配の必要性を適切に考慮する必要があるが、これらの分野については特別な法律は制定されていない。生態環境法典の制定に当たっては、この点に関して原則的かつ主導的な規定を設け、原則を定め、基礎を築き、我が国における将来の関連法制度の構築と実践の発展に余地を残すことで、本法典の適時性と先見性を反映させることが望ましい。

➤ 下記の中国人大サイトのリンクより、「生態環境法典」（中文）が確認できます。

[https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202603/t20260313\\_1146496.shtml](https://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/202603/t20260313_1146496.shtml)

### <中国「生態環境法典」施行に伴う今後の見通し>

中国「生態環境法典」が8月15日より施行されるため、下位法である新化学物質環境管理登記弁法（通称：12号令）が「生態環境法典」の規定のあわせて改訂される見込みです。

本資料は、調査時点における公開情報および信頼できる情報源に基づいて作成されたものです。記載内容の正確性・完全性・最新性には十分配慮しておりますが、情報の解釈や記載の誤り、または関連情報の見落としが含まれる可能性があります。

2026年4月3日  
株式会社三菱ケミカルリサーチ

最終的な判断・対応につきましては、最新情報等をご確認の上、事業者自身の責任で行っていただくようお願いいたします。

当社は、本資料の内容に基づく判断・行動により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP : <https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>